

選 択 約 款

家庭用高効率給湯床暖房契約

2017年4月1日実施

鳥取瓦斯株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の届出および変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 契約期間	2
7. 契約の変更または解約	2
8. 使用量の算定	3
9. 料 金	3
10. 単位料金の調整	3
11. その他	4

付 則

1. 実施の期日	4
----------------	---

(別 表)

1. 適用区分	5
2. 料金及び消費税等相当額の算定方法	5
3. 料金表A	6
4. 料金表B	6
5. 料金表C	7
6. 料金表D	7

1. 目的

この選択約款は、家庭用高効率給湯器および家庭用ガス温水床暖房の普及を通じ、当社の製造供給設備の効率的利用および効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「家庭用高効率給湯器」…エネルギー源としてガスを使用し、潜熱を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が 90%以上の給湯器をいいます。
- (2) 「家庭用ガス温水床暖房」…エネルギー源としてガスを使用し、熱源器により床下に設置した配管に温水を供給して暖房を行なう機器をいいます。（温風暖房は含まれません）
- (3) 「専用住宅」…居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (4) 「併用住宅」…店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (5) 「消費税等相当額」…消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

(6) 「消費税率」…消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

(7) 「単位料金」…10に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、「家庭用高効率給湯器」および「家庭用ガス温水床暖房」を以下のいずれかの条件で使用されるお客さまで、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- ① 専用住宅で使用する場合。
- ② 併用住宅で1需要場所に設置するガスメーターの能力（ガス小売供給約款22（4）ただし書きの規定により料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が10立方メートル毎時以下の場合。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款を承諾のうえ、当社に所定の申込書により使用を申し込んでいただきます。
- (2) 前項による申込書の当社到達後、当社が承諾した時点をもって契約の成立といたします。この場合、当社は契約の適用開始日をお客さまにお知らせいたします。
- (3) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約またはガス小売供給約款への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(4)において同じ）。
- (4) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の契約種別への変更を申し込みされた場合は、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 契約期間

契約期間は次のとおりといたします。

- (1) 契約期間は原則として適用開始日から1年間といたします。
- (2) 契約期間満了に先立って解約の申し込みがない場合は、さらに1年間継続するものとし、以降も同様といたします。

7. 契約の変更または解約

お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2（2）によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。

8. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

9. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を加えたものを料金としてお支払いいただきます。
- なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

10. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(3)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.087 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.087 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

（備考）上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トンあたり） 70,070円

② 平均原料価格（トンあたり）別表2(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）およびトンあたりプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

平均原料価格

$$= (\text{トンあたりLNG平均価格}) \times 0.9395 \\ + (\text{トンあたりプロパン平均価格}) \times 0.0655$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

11. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付則

1. 実施の期日

2017年4月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから10立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が20立方メートルを超え30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が30立方メートルをこえる場合に適用いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2) 従量料金は、基準単位料金または10の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑩ 料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (４) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。
(小数点以下の端数切捨て)
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(１＋消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(１＋消費税率)

３．料金表Ａ（消費税等相当額を含みます。）

(１) 基本料金

１か月につき	８７３．７２円
--------	---------

(２) 基準単位料金

１立方メートルにつき	２４９．９９円
------------	---------

(３) 調整単位料金

(２)の各基準単位料金円をもとに、１０の規定により算定した１立方メートルあたりの単位料金といたします。

４．料金表Ｂ（消費税等相当額を含みます。）

(１) 基本料金

１か月につき	９９３．６０円
--------	---------

(２) 基準単位料金

１立方メートルにつき	２３８．０１円
------------	---------

(３) 調整単位料金

(２)の各基準単位料金円をもとに、１０の規定により算定した１立方メートルあたりの単位料金といたします。

5. 料金表 C (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月につき	1, 8 2 7. 7 9 円
---------	-----------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 9 6. 3 0 円
-------------	--------------

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金円をもとに、10 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

6. 料金表 D (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月につき	3, 5 8 1. 6 0 円
---------	-----------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 7. 8 4 円
-------------	--------------

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金円をもとに、10 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。